

「人間関係士（初級）」資格認定制度規則

（目的）

第1条

一般社団法人日本人間関係学会（以下、「本学会」と称する。）は、日常生活における人間関係に興味・関心の高い人、課題を抱えている人、解決に向けて模索し続けている人などの層に働きかけ、広く学会員以外にも日本人間関係学会の活動を知っていただく布石とするために、「人間関係士（初級）」の資格認定事業を行う。

（資格認定）

第2条

本学会は、人間関係士資格認定の業務を行うため、「人間関係士（初級）」資格認定審査委員会（以下、「委員会」と称する。）を置く。その運営は、別に「人間関係士（初級）」認定審査委員会細則に定める。

（資格要件）

第3条 認定に必要な資格要件は、「人間関係士（初級）」資格認定細則に定める。

2 「人間関係士（中級）」認定に必要な資格要件は、「人間関係士（中級）」資格認定細則に定める。

3 「人間関係士（上級）」認定に必要な資格要件は、「人間関係士（上級）」資格認定細則に定める。

（資格申請）

第4条 資格認定の申請は、別に「人間関係士（初級）」「人間関係士（上級）」の各種の資格申請手続き細則に定める。

（名簿への記載）

第5条 「人間関係士（初級）」の資格認定を受けた者は、名簿に記載される。

（資格の取り消し）

第6条 資格認定を受けた後、不正等が明らかになった場合は、その資格認定

は取り消される。

(規則の改廃)

第7条 本規則の改廃は、本学会理事会での審議と承認により、理事長が決定する。

附則

この規則は、2017(平成29)年8月6日から施行する。